

青森県男女共同参画審議会委員公募要領

(趣旨)

第1 この要綱は、青森県男女共同参画審議会委員の一部を公募するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(募集人員)

第2 募集人員は、2名とする。

(応募資格)

第3 応募資格は、年齢が満18歳（令和7年4月1日現在）以上の県内在住者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国及び地方公共団体の議会の議員並びに国家公務員及び地方公務員（独立行政法人の職員を含む）
- (2) 青森県が設置している他の審議会の委員を委嘱されている者

(応募方法)

第4 応募者は、氏名（及びふりがな）、性別、生年月日（年齢）、住所、電話番号・メールアドレス、職業、略歴、その他（自己PRや活動紹介等）、「青森県の男女共同参画についての意見・提言等」（800字程度）を応募申込書（任意の様式も可）に記入の上、郵送、電子メール、持参のいずれかの方法により、青森県こども家庭部県民活躍推進課へ提出するものとする。また、青森県電子申請・届出システムによる応募も可能とする。

(募集期間)

第5 募集期間は、令和7年10月22日（水）から令和7年11月25日（火）（17時必着）までとする。

(委員候補者の選考方法等)

第6 選考に当たっては、応募者から提出された意見・提言等について、青森県男女共同参画審議会会長、青森県こども家庭部次長及び青森県こども家庭部県民活躍推進課長による審査を行い、委員候補者を決定するものとする。

2 選考結果は、青森県こども家庭部長から応募者に通知するものとする。

(任期)

第7 公募委員の任期は、令和8年2月26日から令和10年2月25日までの2年間とする。